

議案第 3 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和2年9月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立保育所設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立東部保育所の項を削る。

別表中 「野田市立花輪保育所
野田市立東部保育所」 を「野田市立花輪保育所」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

提案理由

野田市立東部保育所の現指定管理者から、同保育所を譲り受け、民設民営による保育の実施の申出があったことから、施設を廃止しようとするものである。

参考資料

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立保育所設置及び管理に関する条例(昭和48年野田市条例第5号)

改 正 案	現 行																								
(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。	(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	(略)			(削る。)			(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>野田市立東部 保育所</td> <td>野田市鶴奉228番地</td> <td style="text-align: center;">120人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	(略)			野田市立東部 保育所	野田市鶴奉228番地	120人	(略)		
名称	位置	定員																							
(略)																									
(削る。)																									
(略)																									
名称	位置	定員																							
(略)																									
野田市立東部 保育所	野田市鶴奉228番地	120人																							
(略)																									
別表(第4条) 野田市立清水保育所 野田市立花輪保育所 野田市立南部保育所 野田市立北部保育所 野田市立尾崎保育所 野田市立木間ヶ瀬保育所	別表(第4条) <u>野田市立清水保育所</u> <u>野田市立花輪保育所</u> <u>野田市立東部保育所</u> 野田市立南部保育所 野田市立北部保育所 野田市立尾崎保育所 野田市立木間ヶ瀬保育所																								